

人生100年時代に向けた高年齢労働者の 安全と健康に関する有識者会議報告書 (概要)

人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議

○ 趣 旨

労働者の高年齢化が進む中、成長戦略実行計画等において、高齢者の安全と健康の確保が盛り込まれ、高年齢労働者の労働災害防止と健康づくりが重要な課題の一つとなっている。一方、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、特に転倒や腰痛が多い。

このような状況を踏まえ、高年齢労働者の安全と健康に関して幅広く検討する。

○ 検討事項

- (1) 高年齢労働者の特性の配慮した効果的な安全衛生教育のあり方
- (2) 高年齢労働者の労働災害防止に向けた安全対策について
- (3) 高年齢労働者の健康確保対策について
- (4) その他

○ 企業からのヒアリング（第1回、第2回で実施）

- トヨタ自動車（株）【製造業】
- JFEスチール（株）【製造業】
- 原信ナルスオペレーションサービス（株）【小売業】
- （社福）目黒区社会福祉事業団 【社会福祉施設】
- （株）忠武建基【建設業】

○ 専門家からの報告（第2回、第3回で実施）

- 飯島構成員 高齢者の筋肉虚弱とフレイル
- 植村構成員 先進技術等の紹介
- 東構成員 介護分野における自立支援技術の紹介
- 松葉構成員 高年齢労働者対策の取組の現状

○ 構成員

- | | |
|-------|--|
| 飯島 勝矢 | 東京大学高齢社会総合研究機構 教授 |
| 植村 佳代 | 株式会社日本政策投資銀行 業務企画部イノベーション推進室 副調査役 |
| 漆原 肇 | 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長 |
| 河合 雅司 | 産経新聞社 客員論説委員 |
| 木田 明 | トヨタ自動車株式会社安全健康推進部健康推進室 室長 |
| ◎城内 博 | 日本大学理工学部 特任教授 |
| 鈴木 信生 | 日本労働安全衛生コンサルタント会 副会長 |
| 砂原 和仁 | 東京海上ホールディングス株式会社 人事部ウェルネス推進チーム 専門部長 |
| 高木 元也 | （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 安全研究領域長兼建設安全研究グループ部長 |
| 高田 礼子 | 聖マリアンナ医科大学予防医学教室 教授 |
| 津下 一代 | あいち健康の森健康科学総合センター センター長 |
| 乍 智之 | JFEスチール株式会社 西日本製鉄所（倉敷地区）安全健康室ヘルスサポートセンター主任部員（係長） |
| 東 祐二 | 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害工学研究部長 |
| 松田 晋哉 | 産業医科大学医学部公衆衛生学産業保健データサイエンスセンター 教授 |
| 松葉 斉 | 中央労働災害防止協会 健康快適推進部長 |
| 松本 吉郎 | （公社）日本医師会 常任理事 |
| 南 健悟 | 日本大学法学部法律学科 准教授 |
| 矢田 玲湖 | （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用推進・研究部長 |

（オブザーバー）

厚生労働省健康局健康課／職業安定局高齢者雇用対策課／老健局高齢者支援課
スポーツ庁健康スポーツ課

（◎は座長、敬称略）

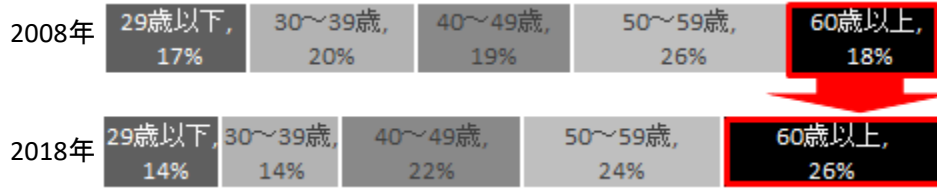
○ 開催状況

- 第1回：令和元年8月5日
- 第2回：令和元年10月3日
- 第3回：令和元年10月30日
- 第4回：令和元年11月27日
- 第5回：令和元年12月25日

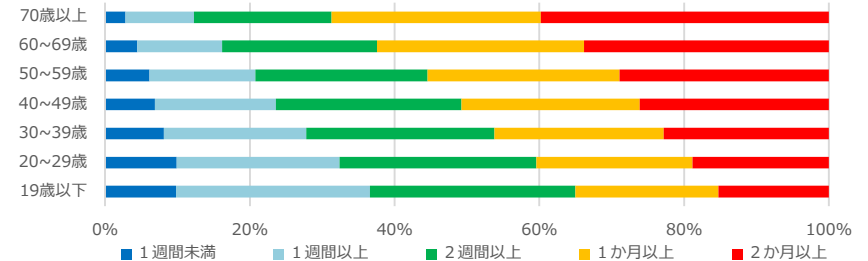
1 現状と課題

- 60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加
- 労働災害による休業4日以上の死傷者数では60歳以上の労働者の占める割合が26%と増加傾向
- 高齢層の労働災害発生率は、若年層に比べ相対的に高くなる。特に、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が高く、女性で顕著

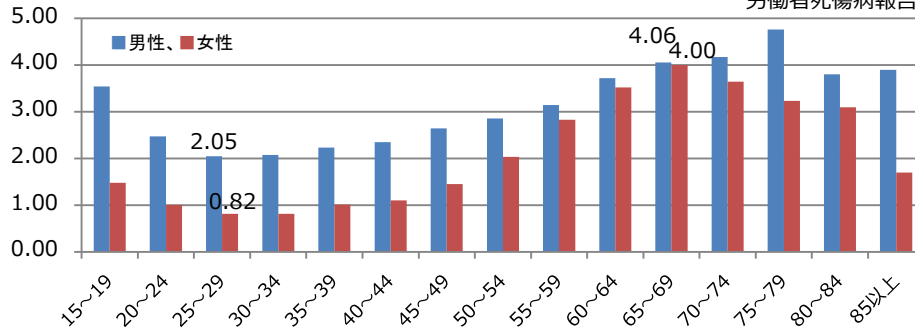
＜年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）＞ 出典：労働者死傷病報告



＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞ 出典：労働者死傷病報告



＜年齢別・男女別の労働災害発生率（千人率）＞ 出典：労働力調査、労働者死傷病報告



- 高齢者の身体機能は近年向上しているとはいえ、壮年者と比べれば聴力、視力、平衡感覚、筋力等の低下が見られ、転倒等の労働災害の発生に影響していると考えられる
- メタボリックシンドローム該当者、定期健康診断の有所見率の増加などがみられる
- 高齢者が安心して職場で活躍できるよう、青壮年期からの継続的な健康づくりや生活習慣病の予防が重要
- 労働災害の発生状況を見ると、年齢と経験期間の両方が災害発生に影響し、年齢が高くなるほど休業見込期間が長くなる傾向
- 社会福祉施設に多い腰痛、多くの業種で発生している熱中症、ホワイトカラー職種も含めた課題である長時間労働等による脳・心臓疾患等の業務上疾病についても一層の対策が必要

○企業の取組の現状

- 高齢者の労働災害防止対策の取組を行っている事業所は全体の55.7%であり、健診後の就業上の措置や作業前の体調確認などの取組が多い
- 「健康経営」や、健康保険の保険者との連携「コラボヘルス」の取組も進められている

○今後に向けた課題と対応の方向性

- 現業部門の安全衛生対策とともに、管理・事務部門の対策も重要
- 経験のない異なる業種、業務に転換（キャリアチェンジ）して就労し、業務に不慣れな高齢者が多くなることに留意
- 働く高齢者に特有の特徴や課題に対応していくことが重要
その際、フレイルやロコモティブシンドロームといった高齢期に現れてくる特徴も考慮が必要。その他、病気の治療と仕事の両立支援の視点を取り入れることも必要
- 働く高齢者に体力や健康状態が低下するという課題があるとしても、労働者が体力や健康の維持改善に努め、事業者が取組を進めることで、安心して安全に働くことが可能
- 体力の劣る労働者や職業経験の浅い労働者を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要**

2 高齢者が働きやすい職場環境の実現のために（ガイドラインに盛り込むべき事項）

- 高齢者が働きやすい職場環境を実現するため、労使の取組を促進するためのガイドラインを取りまとめることが適当
- 各事業者においてガイドラインを参考として、事業場の実情に応じた実施可能な取組を進めるよう期待

(1) 事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容などの各事業場の実情に応じた取組が必要

① 全般的事項

ア 経営トップによる方針表明及び体制整備

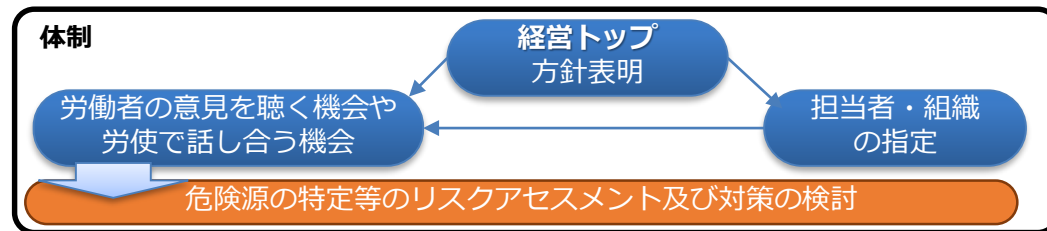
- ・ 企業の経営トップが高齢者対策に取り組む姿勢を表明
- ・ 対策に取り組む担当者や組織を指定するなど体制の明確化
- ・ 対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設ける

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・ 身体機能の低下による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハットなどから洗い出し、優先順位の高いものから対策を講じるリスクアセスメントを実施
- ・ リスクアセスメントの実施に当たっては、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に沿った手法で取り組むよう努める
- ・ リスクアセスメントの結果を踏まえて、取組事項を決め、計画・実施・評価・改善で行うことが望ましい

※働く高齢者の安全と健康の確保のための職場改善ツールである「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効

※働く高齢者が増えるという環境の変化に応じたリスクアセスメントとなるよう留意



具体的取組		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
		メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	メンタルヘルス対策 (ラインケア・事業場内外資源によるケア) 職場環境の改善
人のリスク		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)
				健診後の面接指導、保健指導
		体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導

2 高齢者が働きやすい職場環境の実現のために（ガイドラインに盛り込むべき事項）（続き）

(1) 事業者求められる事項（続き）

② 職場環境の改善

ア 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・身体機能が低下した高齢者が安全に就労し、働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討、実施
- ・事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組む
例えば・・・作業場所の照度の確保、通路の段差の解消、床や通路の滑り防止、涼しい休憩場所の整備、介護作業等にリフト機器を導入

イ 働く高齢者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性、持久性、筋力といった体力の低下などの働く高齢者の特性を考慮して作業内容等の見直しを検討、実施する
- ・事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組む
例えば・・・勤務形態、勤務時間（短時間勤務、隔日勤務など）の工夫
高齢者の身体特性を踏まえた作業マニュアルの策定（ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢など）
注意力・集中力を要する作業の作業時間を考慮

③ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握

ア 健康診断

- ・法定の健康診断を確実に実施する。また、地域の健康診断なども活用し、働く高齢者が自らの健康状況を把握できるようにすることが望ましい

イ 安全で健康に働くための体力チェックによる働く高齢者の状況の把握

- ・事業者、働く高齢者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力に合った作業に従事させ、高齢者は自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、体力チェックを継続的に行うことが有効
- ・体力チェックの実施にあたり、労働者の同意や結果の取扱いなど一定の事業場内手続きを定め、評価基準を設ける場合は合理的な水準とする等が必要
例えば・・・介護予防の取り組みで行われる加齢による心身の衰え（フレイル）のチェック項目などの導入、厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」などの活用

2 高齢者が働きやすい職場環境の実現のために（ガイドラインに盛り込むべき事項）（続き）

(1) 事業者に求められる事項（続き）

④ 働く高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

ア 個人ごとの健康や体力の状況を踏まえた措置

- ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置
- ・脳・心臓疾患の原因となる基礎疾患によっては、労働時間の短縮や深夜労働の回数の減少など

イ 働く高齢者の状況に応じた業務の提供

- ・高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場における一定の働き方のルールを構築するよう努める。
- ・個々の労働者の体力、認知力、健康状況や就労の意欲等の状況に応じて、安全・健康の点で適合する業務を提供する（マッチングさせる）よう努める

ウ 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」により、事業場内健康保持増進対策について組織的に対応するよう努める
- ・身体機能（体力）の向上又は回復のための取組を実施することが望ましい
- ・ストレスチェックとその集団指導を通じた職場の環境改善等のメンタルヘルス対策を実施
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針」により、メンタルヘルス対策に取り組むよう努める

⑤ 安全衛生教育

- ・法定の雇入れ時等の安全衛生教育や、作業において必要となる技能講習、特別教育を徹底
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用
- ・経験のない業種、業務に従事する高齢者に対し、特に丁寧な教育訓練
- ・管理監督者や教育担当者に対しても高齢者対策の教育が望ましい

(2) 労働者に求められる事項

一人一人の労働者が生涯にわたり健康で長く活躍できるよう、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要

- ・自分の身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健の特定健康診査等を受けるよう努める
- ・健康に関する情報に関心を持ち、ヘルスリテラシーの向上に努める
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力水準について確認し、体力の維持改善に努める
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動などを取り入れ、基礎的な体力の維持及び生活習慣の改善に取り組む
- ・職場体操には積極的に参加するとともに、それ以外にも、自ら効果的と思える運動などに積極的に取り組む
- ・適正体重を維持する、栄養バランスの良い食事をとるなど、食習慣や食行動の改善に取り組む

3 国、関係団体等による支援

- 多様な高齢者が健康で安心して働けるよう、国、業界団体、労使団体等が連携し、対策の必要性が理解されるよう気運の醸成が必要
- 働く高齢者の労働災害リスクや対策の効果、支援機器・技術等の様々な知見やメッセージの発信が必要

(1) ガイドラインの普及促進に向けた広報戦略、アウトリーチ

- 都道府県労働局等を通じた各事業場に対する周知啓発
- 労働災害防止団体や業界団体による周知啓発
- シルバー人材センター等において請負で働く就業者の安全衛生確保に向けた配慮

(2) 個別事業場に対する働きかけ

- ①個別事業場に対するコンサルティング
労働災害防止団体が関係機関と協力し、労働安全・労働衛生コンサルタントや安全管理士等による現場診断・助言等の取組
- ②産業保健総合支援センターによる支援
産業医や保健師等に対する研修や相談対応等を通じて働く高齢者の増加に対応した産業保健機能の強化を支援

(3) 特に支援が必要な産業分野、中小零細事業場に対する働きかけ

- 職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組の支援のため、国として助成による支援が必要（助成金）

(4) 高齢者を支援する機器・技術等の検証等

- 高齢者を支援する機器・技術等の効果の検証を行い、企業の適正な機器・技術等の選定を支援

(5) 優良な取組を行う事業場への表彰等

- 優良な取組を行う事業場の社会的評価を高めるため、表彰、好事例コンクール等の際に高齢者の取組を考慮
- 企業の労働災害防止対策をウェブページで収集・公表し、労働災害防止に取り組む環境を整備

(6) 人材育成、取組の普及

- 健康状況に適合した業務調整や体力向上活動の支援者（保健師、トレーナー等）を活用できるよう、専門人材の育成を支援
専門人材に労働衛生・産業保健に関する知識の習得を勧奨

(7) 働く高齢者に関する調査研究

- 身体機能、健康状況と労働災害の関係等の実態についての調査研究

4 地域で取り組まれている健康づくりや健康保険の保険者との連携

- 生涯を通じた継続的かつ包括的な保健事業を展開するため職域保健と地域保健の連携を推進（地域・職域連携推進協議会）
- 高齢者の就労ではライフステージの節目で多様な働き方で地域の雇用就業の場に移る場合があることなどを踏まえ、
 - ⇒ 地域産業保健センターや労働災害防止団体の支援策等の情報を多様なルートで周知
 - ⇒ 保健所等の保健師や管理栄養士等の専門職が地域の中小事業者に対し健康づくりや生活習慣改善について講話や保健指導を実施